

小牧市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和7年4月15日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 木 村 哲 也

定期監査の結果に関する措置状況（市長公室）

広報広聴課

〔指摘事項〕

名古屋市内の主要な旅行先の旅費を定めた出張旅費額表とは異なる積算により旅費が支給されていた。旅費は、小牧市職員旅費支給条例第4条の規定により、原則、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するべきである。速やかに必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

速やかに過誤払戻処理を行いました。月例旅費の支払時には、旅行命令簿に記載される旅行方法と宿泊要否の確認、用務先の所在地と旅費額表の照合を複数人で行い、適正な事務処理に努めます。

行政改革課

〔指摘事項〕

日当の支給対象である市への旅行において、日当の支給がされていないものがあつた。旅費の支給に関しては、小牧市職員旅費支給条例が改正され令和7年1月1日の施行日より日当は廃止されているが、施行日前の旅行となる当該日当については速やかに必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

当該未支給日当の追加支給を行いました。小牧市旅費支給条例や旅費マニュアル等を確認のうえ、適正な事務の執行に努めます。